

# 兵庫県公報

平成28年6月24日 金曜日 第2809号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○平成29年度兵庫県立総合衛生学院の入学試験の実施（医務課）	1
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	5
○土地改良区の定款の変更認可（同）	5
○公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	5
○道路の位置指定（建築指導課）	5
公 告	
○二級河川新川水系河川整備計画の策定（総合治水課）	6
○二級河川東川水系河川整備計画の策定（同）	6
○二級河川洗戎川水系河川整備計画の策定（同）	6
○一級河川由良川水系竹田川圏域河川整備計画の策定（同）	6
○大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	6
○同上（同）	7
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	7
正 誤	
○平成28年3月31日付け兵庫県公報第5号外中	8
○平成28年4月1日付け兵庫県公報第2号外中	8

## 告 示

### 兵庫県告示第622号

兵庫県立総合衛生学院学則（昭和46年兵庫県規則第76号）第12条第2項の規定により、平成29年度兵庫県立総合衛生学院の入学試験を次のとおり実施する。

平成28年6月24日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 試験期日、試験科目等

学 科	募 集 人 員	修業 年 限	受 験 資 格	試 験 期 日	試 験 科 目
助産学科	一般 13名 程度	1年	保健師助産師看護師法 （昭和23年法律第203号） 第21条各号のいずれかに 該当する女子（本学院入 学時において該当する見 込みの者を含む。）	第1次試験 平成29年1月12日（木） 午前9時30分から	学科試験 (1) 専門分野Ⅰ・Ⅱ、 統合分野 (2) 教養科目 ア 国語（近代以降 の文章） イ 英語
				第2次試験 平成29年1月13日（金） 午前9時30分から	面接（第1次試験合格 者に限る。）

	社会人 7名 程度	1年	看護師として県内の施設で3年以上業務に従事している者（本学院入学時において該当する見込みの者を含む。）で、本学院卒業後、県内に勤務する予定の女子	第1次試験 平成29年1月12日(木) 午後0時30分から	学科試験 専門分野Ⅰ・Ⅱ、 統合分野
				第2次試験 平成29年1月13日(金) 午前9時30分から	面接（第1次試験合格者に限る。）
看護学科 2年課程 (全日制)	推薦 12名 程度	2年	次の全てに該当する者 1 県内の准看護師養成所を平成29年3月卒業見込みの者のうち、高等学校を卒業している者で、当該養成所長の推薦した者 2 准看護師養成所の成績が学科目の平均点80点以上又は「優」が65パーセント以上の者 3 合格した場合、必ず本学院に入学し、卒業後、県内に勤務する予定の者 4 本学院入学時において、准看護師免許を取得している見込みの者	平成28年11月15日(火) 午前9時30分から	1 小論文 2 面接
	一般 28名 程度	2年	准看護師として3年以上業務に従事している者（本学院入学時において該当する見込みの者を含む。）又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定に該当する（本学院入学時において該当する見込みの者を含む。）准看護師（本学院入学時において当該免許を取得している見込みの者を含む。）	第1次試験 平成29年1月16日(月) 午前9時30分から	学科試験 (1) 専門基礎科目、専門科目（准看護師試験に準ずる。） (2) 教養科目 ア 国語（近代以降の文章） イ 数学Ⅰ
				第2次試験 平成29年1月17日(火) 午前9時30分から	面接（第1次試験合格者に限る。）

看護学科 2年課程 (定時制)	推薦 8名 程度	3年	次の全てに該当する者 1 県内の准看護師養成所を平成29年3月卒業見込みの者のうち、高等学校を卒業している者で、当該養成所長の推薦した者 2 准看護師養成所の成績が学科目の平均点80点以上又は「優」が65パーセント以上の者 3 合格した場合、必ず本学院に入学し、卒業後、県内に勤務する予定の者 4 本学院入学時において、准看護師免許を取得している見込みの者	平成28年11月15日(火) 午前9時30分から	1 小論文 2 面接
	一般 16名 程度	3年	准看護師として3年以上業務に従事している者(本学院入学時において該当する見込みの者を含む。)又は学校教育法第90条第1項の規定に該当する(本学院入学時において該当する見込みの者を含む。)准看護師(本学院入学時において当該免許を取得している見込みの者を含む。)	第1次試験 平成29年1月16日(月) 午前9時30分から	学科試験 (1) 専門基礎科目、専門科目(准看護師試験に準ずる。) (2) 教養科目 ア 国語(近代以降の文章) イ 数学I
				第2次試験 平成29年1月17日(火) 午前9時30分から	面接(第1次試験合格者に限る。)
社会人 16名 程度	3年	次の全てに該当する者 1 准看護師として県内の施設で3年以上業務に従事している者(本学院入学時において該当する見込みの者を含む。) 2 本学院卒業後、県内に勤務する予定の者 3 平成29年4月1日現在で23歳以上である者	第1次試験 平成29年1月16日(月) 午前9時30分から	学科試験 専門基礎科目、専門科目(准看護師試験に準ずる。)	
			第2次試験 平成29年1月17日(火) 午前9時30分から	面接(第1次試験合格者に限る。)	

歯科衛生 学科	推薦 20名 程度	3年	次の全てに該当する者 1 県内の高等学校又は 中等教育学校を平成29 年3月卒業見込みで当 該学校長の推薦した者 2 調査書の学習成績概 評がB段階以上の者 3 合格した場合、必ず 本学院に入学し、卒業 後、県内に勤務する予 定の者	学科試験 平成28年11月15日(火) 午前9時30分から 面接 平成28年11月16日(水) 午前9時00分から	1 学科試験 国語(近代以降の 文章) 2 面接
	一般 20名 程度	3年	学校教育法第90条第1 項の規定に該当する者 (本学院入学時において 該当する見込みの者を 含む。)	第1次試験 平成29年1月12日(木) 午前9時30分から 第2次試験 平成29年1月13日(金) 午前9時30分から	学科試験 (1) 国語(近代以降の 文章) (2) 英語 面接(第1次試験合格 者に限る。)

## 2 試験場所

神戸市長田区海運町7丁目4番13号 兵庫県立総合衛生学院

## 3 受験手続

## (1) 提出書類

入学願書(兵庫県立総合衛生学院において、平成28年7月1日(金)から同年12月9日(金)まで配布する。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に、下記(4)の受験料(定額小為替)を添えて、簡易書留で郵送すること。

## (2) 提出期間(いずれも、提出期間最終日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

学 科	区分	提 出 期 間
助産学科	一般	平成28年11月30日(水)から同年12月9日(金)まで
	社会人	同 上
看護学科2年課程 (全日制)	推薦	平成28年11月1日(火)から同月5日(土)まで
	一般	平成28年11月30日(水)から同年12月9日(金)まで
看護学科2年課程 (定時制)	推薦	平成28年11月1日(火)から同月5日(土)まで
	一般	平成28年11月30日(水)から同年12月9日(金)まで
	社会人	同 上
歯科衛生学科	推薦	平成28年11月1日(火)から同月5日(土)まで
	一般	平成28年11月30日(水)から同年12月9日(金)まで

## (3) 提出先

〒653-0052 神戸市長田区海運町7丁目4番13号 兵庫県立総合衛生学院

## (4) 受験料

2,200円(定額小為替)

## 4 受験についての問合せ先

兵庫県立総合衛生学院

電話 (078) 733-6611 (代表)



**兵庫県告示第623号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成28年 6 月 24 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**北淡路土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	新 阜 京 一	淡路市楠本391番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	門 康 彦	淡路市志筑1438番地 1



**兵庫県告示第624号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

平成28年 6 月 24 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
北淡路土地改良区	平成28年 3 月 31 日



**兵庫県告示第625号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、尼崎市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年 6 月 24 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成27年 9 月 1 日から同年10月14日まで
- 3 作業地域  
尼崎市浜 1 丁目地内



**兵庫県告示第626号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成28年 6 月 24 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H27淡路位置 0003号	28. 5. 30	洲本市金屋字上原445番 1 の一部	6. 00	81. 92

公 告

**二級河川新川水系河川整備計画の策定**

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、二級河川新川水系に係る河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定により、兵庫県県土整備部土木局総合治水課及び阪神南県民センター尼崎港管理事務所において公表する。

平成28年 6月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



**二級河川東川水系河川整備計画の策定**

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、二級河川東川水系に係る河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定により、兵庫県県土整備部土木局総合治水課及び阪神南県民センター尼崎港管理事務所において公表する。

平成28年 6月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



**二級河川洗戎川水系河川整備計画の策定**

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、二級河川洗戎川水系に係る河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定により、兵庫県県土整備部土木局総合治水課及び阪神南県民センター尼崎港管理事務所において公表する。

平成28年 6月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



**一級河川由良川水系竹田川圏域河川整備計画の策定**

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、一級河川由良川水系竹田川圏域に係る河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定により、兵庫県県土整備部土木局総合治水課及び丹波県民局丹波土木事務所において公表する。

平成28年 6月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 6月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 サンチェスターショッピングスクエア
  - 所在地 三田市下深田字角オレ386—1
- 2 同法第8条第1項の規定により三田市から聴取した意見の概要
  - (1) 青少年の非行防止対策の確保に関する事項
 

青少年健全育成の観点から、店舗の屋内外について、専属警備員に巡回・巡視させるなど、不測の事態に備え、未成年者の不法行為・たむろ・喫煙などの未然防止対策を講じ、その処理に当たっては、警察など関係機関との連携を密にし、対処すること。
  - (2) 騒音・振動等の公害防止に関する事項
 

騒音規制法、振動規制法及び兵庫県環境の保全と創造に関する条例に基づく特定施設に関し、設置をする場合は工事の30日前までに届出を行うこと。

(3) 廃棄物に関する事項

- ア 従来どおり、荷さばき作業において排出される廃棄物は、事業系廃棄物として事業者の責任において確実に処理すること。
- イ 特に荷さばき施設①においては夜間の作業が生じるため、周辺地域へのごみの散乱等がないよう注意すること。

(4) 消防活動・消防設備に関する事項

- ア 来店車両が円滑に入庫できないことにより周辺道路が混雑し、災害発生時に緊急車両の通行障害が発生しないよう注意すること。
- イ 荷さばき施設①の荷さばき時間帯の変更により、消防活動に支障が生じないよう注意すること。また、荷さばき施設①の東側には防火水槽（地下式）が設置されているので、消火活動時に支障が生じないよう注意すること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成28年6月24日から1月間



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年6月24日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン太子ショッピングセンター

所在地 揖保郡太子町東出262番地の1

2 同法第8条第1項の規定により太子町から聴取した意見の概要

各店舗から発生する廃棄物は、「太子町一般廃棄物処理実施計画」に基づき、適正に処理を行われたい。同計画において、事業系ごみ全ての収集運搬は、町の一般廃棄物収集運搬許可業者又は排出者（事業者）の直接搬入と定められている。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課

(2) 縦覧期間

平成28年6月24日から1月間



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年6月24日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市梅井三丁目476番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市飾磨区中浜町三丁目95番地1

株式会社金沢土地 代表取締役 金澤博美

3 許可年月日及び許可番号

平成28年5月9日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-15-2号（27高砂）

正 誤

○平成28年 3月31日付け（兵庫県公報第 5号外）

兵庫県病院局管理規程第 2号（行政不服審査法の施行に伴う関係管理規程の整備に関する管理規程）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
6	上から 7	「異議申立て」を削り、「異議申立てに対する決定」を削る。	「（異議申立て）」を削り、「（異議申立てに対する決定）」を削る。



○平成28年 4月 1日付け（兵庫県公報第 2号外）

兵庫県人事委員会規則第11号（職員の任用に関する規則及び県費負担事務職員等の任用に関する規則の一部を改正する規則）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
2	上から32	第 4条の次に次の 1条を加える。	第 5条を次のように改める。